

会議録(速報版)は、暫定的なものであるため、正式な会議録とは一部異なり、今後訂正される場合があります。

正式な会議録は、調製後「会議録の検索と閲覧」に登載されます。

○河津修司君 皆さん、おはようございます。阿蘇郡選出の自由民主党の河津修司です。一般質問のトップバッターで少々緊張していますので、お聞き苦しい点もあるかと存じますが、よろしく願いいたします。

まず初めに、元旦に発生しました令和6年能登半島地震で亡くなられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災されました全ての方々にお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧、復興を願っております。

さて、本日は、私の質問の最後を蒲島知事に締めていただこうと考えていますので、早速質問に入りたいと思います。

第1問目ですが、阿蘇における観光客の移動手段の利便性向上についてお聞きします。

新型コロナウイルス感染症の位置づけが2類から5類に変更されて以降、観光需要につきましては、全国的にコロナ禍以前の水準にほぼ回復している状況のようです。また、外国からの観光客につきましても、コロナ禍以前の水準に回復したとの報道に接しています。阿蘇を訪れる観光客も、同様に順調な回復ぶりのようで、地元でも久しぶりの観光地のにぎわいぶりを歓迎している声が聞かれるようになりました。

皆様御承知のように、阿蘇地域は、カルデラや草原など美しい景観を持つ観光地であり、温泉もあり、また、豊かな自然に育まれたおいしい食材も豊富です。また訪れたい観光地となるよう、地元関係者は、阿蘇への観光客が、心地よく、より快適に滞在時間を満喫していただけるよう、知恵を絞っているところです。

過日、TSMC進出に関連した台湾視察の機会があり、その際に台湾の方々とお話をしましたところ、観光地としての阿蘇の課題について、貴重な御意見をいただきました。

阿蘇については、熊本に行ったら必ず立ち寄りたいところであるとの意見が多く、私は大変心強く感じました。しかしながら、阿蘇の観光地を周遊するための公共交通機関が乏しいため、観光施設間の移動がスムーズでなく、1つの施設を見学した後、次の施設に移動するための待機時間が長くなり、多くの施設を十分に味わうことができないとの意見が聞かれました。

地元でおもてなしをする立場としては、熊本地震震災ミュージアムKIOKUや大観峰展望所、内牧温泉や黒川温泉、今年、新千円札の顔となる北里柴三郎博士の記念館など、阿蘇への観光客の皆様、できる限り多くの観光地や施設を楽しんでいただきたいとの思いが強くなります。

地域公共交通機関につきましては、いづこも同様ではありますが、平日利用客の減少や働き手の確保が困難である等の理由により、増便等の対応はまず期待することができません。

阿蘇を訪れる観光客の方々に、満足で快適な滞在時間を過ごしていただき、リピーターとなっただくことはもちろん、友人や知人に行ってよかった場所として阿蘇のことを話していただけるような取

組ができないかと、常々感じているところです。

T S M Cの本県進出に伴い、台湾から阿蘇を訪れる観光客も多くなることが期待されますし、県外からも多くの観光客が訪れている中で、観光地阿蘇を快適に周遊できるための移動手段の確保は、解決すべき重要な課題であると考えています。

そこで、国内外を問わず、阿蘇を訪れる観光客の移動手段の利便性向上に資する取組を今後どのように進めていかれるのか、これまでの取組を含めて、観光戦略部長にお尋ねします。

[観光戦略部長原山明博君登壇]

○観光戦略部長(原山明博君) 本県を訪れる観光客数は、コロナ前の水準に戻ってきており、特に阿蘇地域においては、阿蘇駅や南阿蘇鉄道、阿蘇山上などで、外国人を含め、多くの観光客を見かけるようになりました。

そのような中で、議員御指摘のとおり、主要な駅やバス停から目的の観光地までの交通手段がない、あったとしても便数が少ない、乗り継ぎの待ち時間が長いなど、スムーズな移動に課題があると認識しています。

このため、県では、阿蘇地域をモデルとして、車がなくてもスマートフォン一つで行きたいときに行きたい観光地に行ける観光M a a Sの実現に向けた実証事業に取り組んでいます。

この事業では、まず、移動手段を確保するため、観光関係者や交通事業者と連携し、主要駅から主要観光地までのシャトルバスや周遊タクシーの運行、レンタルバイクやレンタサイクル、キックボードの整備支援などを行っています。

具体的には、昨年11月から順次、実証実験として、阿蘇駅から大観峰までを往復するシャトルバスの運行や、立野駅から震災ミュージアムK I O K Uまで、高森駅から草千里まで、小国郷周遊の3つのルートの周遊タクシーの運行などを行っています。

また、鉄道やバスなどの交通機関を効率的に結ぶため、情報サイトや手配アプリの構築など、デジタル環境の整備にも取り組んでいます。

具体的には、昨年7月には、J R九州、九州産交バス及び南阿蘇鉄道と連携し、阿蘇全域エリアまたは南阿蘇エリアで、鉄道や路線バスが24時間乗り放題となるデジタルチケット、あそ旅のレールバスを開発しました。これにより、スマートフォンのチケット画面を見せるだけで、例えば、熊本駅からJ Rやバスを利用し、草千里や阿蘇神社を観光し、内牧温泉や黒川温泉まで行くことが可能となりました。

また、本日から、阿蘇全域エリアにおいて、スマートフォンでタクシーのウェブ手配とキャッシュレス決済ができる阿蘇らくらくW e bタクシーの実証事業を開始しました。

県としては、こうした実証事業を進めながら、交通事業者等と連携、協力して、阿蘇地域の観光客の移動手段の利便性と満足度の向上につなげるとともに、その成果を他の地域にも広げられるよう、しっかりと取り組んでまいります。

[河津修司君登壇]

○河津修司君 今いろいろと実証事業をやっていたいただいていることを紹介していただきました。

新しい試みとして、阿蘇らくらくWebタクシーの実証事業を今日から始めたということですが、阿蘇で新しい試みをしていただくことは大変ありがたいことと受け止めます。移動がスムーズにできれば、お客様は大変喜ぶことだと思います。さらに、スマートフォンを使っての待ち時間がなくなるよう、お店や入浴施設の混雑状況が分かれば、お客さんもうれしいと思うだろうと思いますし、そういったこともできないか、今後検討をお願いしたいと思います。

続きまして、2番目の質問に移ります。

熊本地震発災から早くも8年が経過しようとしています。阿蘇地域も甚大な被害を受けましたが、知事が提唱された復旧、復興の3原則、被害に遭われた方の痛みを最小化する、単に元あった姿に戻すだけではなく、創造的な復興を目指す、復旧、復興を熊本のさらなる発展につなげるを旗印に、復旧、復興に向け、着実に歩みを進めていただきました。ここに、改めて感謝申し上げます。

熊本地震からの農地、農業用施設の復旧工事も、いよいよ最終盤を迎えています。復旧、復興の総仕上げに向けた現在の状況につきまして、大切畑ダムの復旧工事と立野地区の圃場整備の状況をそれぞれお尋ねします。

まず、大切畑ダムについてです。

西原村をはじめ、益城町や菊陽町の605ヘクタールの農地へ安定的に農業用水を供給し、食料の安全保障に寄与するためには、大切畑ダムの復旧は必要不可欠なものです。

被災直後のダム周辺の様子を目の当たりにしたとき、地震の怖さを実感しました。その後、ダム内に活断層が通っていることが判明し、ダムの復旧計画の立案に当たっては、困難を極めたと聞いていましたが、令和元年にダム本体工事が着手され、これまでにダムの敷地の掘削や仮締切り堤などが行われ、ようやくダムの本体堤防の盛り立てが本格化されました。昨年10月には、定礎式が開催され、私自身、関係者の一人として安堵しているところです。

大切畑ダムの供用再開を待ちわびる地域の声にも一日も早く応えられるよう、今後の復旧工事が順調に進むことを切に願っています。

次に、立野地区の圃場整備についてです。

皆様御承知のとおり、熊本地震では、南阿蘇村の立野地区も、山腹崩壊やJR豊肥本線の被災など、甚大な被害を受けました。農業分野でも、立野幹線用水路が被災し、その受益農地では、耕作放棄地の拡大や農業者の減少など、将来の農業集落の継続、維持が難しい状況となりました。

そのため、地域の中心となる農家の思いを受け、まずは、立野幹線用水路の災害復旧工事を進め、さらには、将来の営農を見据えて、農作業の効率化や生産性の向上を図るため、農地の圃場整備に取り組むこととなったと承知しております。

現在までに立野幹線用水路の復旧が完了したと聞いておりますが、圃場整備の一日でも早い完成が望まれています。

そこで、大切畑ダムの復旧工事と立野地区の圃場整備の進捗状況と今後の見通しについて、農林水産部長にお尋ねします。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長(千田真寿君) 熊本地震からの復旧、復興において、農林水産部では、蒲島知事のリーダーシップの下、営農再開100%を目標に掲げるとともに、単なる原形復旧ではなく、併せて区画拡大や農地の集積を行うなど、未来につながる創造的復興に取り組んでまいりました。

乙ヶ瀬地区等でのこれらの取組は、大規模災害からの復旧、復興のモデルとなっています。残す復旧工事は、大切畑ダムのみとなりました。

大切畑ダムについては、旧ダムの下を通過していた活断層を避けるため、堤体を上流側に237メートル移動させる計画とし、平成30年度に工事に着手しました。

ダム本体工事は、令和元年12月に着手し、これまで、ダムの敷地の掘削や本体堤防工事のための仮締切り堤の築造を実施してきました。

当初想定できなかった湧水の発生や硬い岩盤の出現などにより、工法の変更や工程の見直しを余儀なくされましたが、昨年5月に本体堤防の盛り立てに着手し、10月に定礎式を開催することができました。本年1月末時点で、ダム本体工事の進捗率は53%です。

今後は、ダムの本体堤防の盛り立てと併せ、取水施設や放流施設の施工を進め、令和8年度の水稲の作付に間に合うよう供用を開始する予定です。

次に、立野地区の圃場整備についてお答えします。

県では、地元の御要望を踏まえ、被災直後から集落単位での話し合いを重ねてまいりました。

その結果、創造的復興の取組として、将来の営農を見据え、農地の区画を拡大し、担い手農家へ8割を集積する事業計画を策定し、令和4年度に26ヘクタールの圃場整備に着手しました。

同年度中に、換地委員や農家の方々と意見交換を行いながら、換地の原案作成や実施設計を完了し、令和5年度から、馬立工区の2.4ヘクタールの工事に着手したところです。

残りの23.6ヘクタールについても、令和10年度の事業完了に向け、順次工事を進める計画です。

10年先、20年先の農家の皆様に、圃場整備を実施してよかったとだけいただけるよう、復旧、復興の総仕上げとして、しっかり取り組んでまいります。

〔河津修司君登壇〕

○河津修司君 丁寧な説明ありがとうございました。

大切畑ダムも、立野地区の農地整備につきましても、地元の農家の人たちは首を長くして待っていますので、一日も早い完成を目指して頑張ってください。

次の質問に移らせていただきます。

森林環境税の導入に伴う今後の課題についてお聞きします。

森林整備の安定的継続は、温室効果ガスの削減、自然災害の防止、水資源の涵養など、森林の持つ本来の機能を高めることを通じて、私たちの暮らしを支えていくこととなります。

具体的には、山間部における森林整備や植林の計画的実施、林業の担い手育成による林業経営の承継等により美しい山里が維持されることで、森林のない平野部や都市部における住民の生活環境も改善さ

れるという効果が生じることとなります。

このため、森林整備に伴う生活環境の改善といった公益を、国民が一定程度平等に負担する目的で、令和6年6月から、年間1,000円の森林環境税が個人住民税と併せて徴収されることとなっています。

阿蘇の小国郷のみでなく、豊かな山林資源とともに集落が営まれ、人々が暮らしを育んできた地域は、県内に幾つもあります。森林環境税の導入に伴い、こうした山里の営みが、都市部の暮らしにもいい影響を与えているという共通理解が国民全体の中に浸透していくことを、小国郷で生まれ育った私としまでも、切に願っているところです。

森林環境税の税収は、一旦国の特別会計に繰り入れられた後、森林環境譲与税として、市町村による森林整備等の財源として、国から、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口など、客観的な基準を用いて按分し、交付されます。

森林環境税を財源とした具体的な取組としては、森林整備はもとより、林業に関わる人材の育成や県産木材の利用、普及啓発など、多岐の事業にわたります。

中山間地域に位置する自治体としては、森林整備に係るコストを、森林環境譲与税という安定的な財源交付により手当てしていただけるという大きなメリットがあります。

しかし、一方で課題もあります。森林環境税の税収を国が県や市町村に交付する際の算定の考え方としては、森林面積の割合も考慮されているものの、人口割に基づく交付も考慮されているため、結果として、どうしても人口の割合が多い自治体に財源が交付される面が否めない状況です。

森林面積の多い自治体は、過疎地域であり、中山間地域であったりするため、交付算定として人口割を考慮する以上に、森林面積割を重点的に考慮する手法によらなければ、交付額の偏在は是正されないこととなります。

昨年6月議会におきまして、森林環境譲与税等の森林整備に必要な予算の確保を求める意見書を可決していただき、森林を多く有する市町村が、必要な森林整備をより一層推進することができるよう、重点配分を含め、森林整備に必要な予算を確保することを要望する意見書を、本県議会からも国に提出しています。

ここまで申し上げましたとおり、森林環境の整備は、多くの場合、人口の少ない地域が辛うじてその役割を担いながら維持されているという現状を踏まえ、森林環境譲与税の交付額算定の考え方については、今以上に是正すべき点があるのではないかと考えます。

来年度から始まる森林環境税の導入に伴い、森林環境譲与税の国の交付額算定基準の見直しが行われることについてどのような認識を持っておられるのか、また、これを財源とした森林整備に向けた市町村の様々な取組を今後どのように支援していくのか、県としての考え方をそれぞれ農林水産部長にお尋ねします。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長(千田真寿君) 森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止や国土の保全、水源の涵養等、山村地域のみならず、都市部の住民も含め、国民に広く恩恵を与えるものです。適切な森林の管理

は、我が国の国土や国民の生命、財産を守ることに繋がると認識しています。

このような中、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための森林整備等に必要なた地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に、森林環境税とその税収を都道府県及び市町村に譲与する森林環境譲与税が創設されました。

令和元年度からは、森林環境譲与税の配分が開始され、全国の市町村において、管理の行き届いていない私有林の整備を行う森林経営管理制度をはじめとした様々な取組が進みつつあります。

しかし、私有の人工林を多く抱える市町村において、所有者の不明な森林の存在、境界の未確定、担い手の不足、造林地における鹿被害等の問題があり、これらに行政として取り組むに当たって、想定以上の経費がかかっています。

昨年12月に閣議決定された政府の令和6年度税制改正の大綱では、森林環境譲与税の譲与基準について、これまでの譲与税の活用実績等を踏まえて、私有の人工林面積の割合を100分の50から55へ引き上げるよう見直すことが明記されました。

また、来年度から、森林環境譲与税の総額も引き上げられるため、私有の人工林が多い市町村へより多くの額が譲与されることとなり、譲与額が減る市町村もない見込みです。

このため、譲与税を活用し、山村地域の市町村においては、森林の整備により一層取り組むとともに、都市部の市町村においても、木材の利用や普及などに積極的に取り組むことによって、切って、使って、植えて、育てるという森林資源の循環利用を加速させていきたいと考えています。

県としては、来年度からの譲与税の増額を踏まえ、林業普及指導員が1月から各市町村を回り、譲与税の有効活用についての働きかけを行っているところです。

今後も引き続き、個々の市町村の実情や課題を把握した上で、森林経営管理制度サポートセンターを通じ、市町村による森林整備を支援するとともに、税事業の効果的な発信を働きかけるなど、市町村に寄り添ってしっかりと取り組んでまいります。

〔河津修司君登壇〕

○河津修司君 答弁ありがとうございました。

人工林面積の交付額の割合は、100分の50から55に増えたということで、本当によかったと思っておりますが、林業の仕事に使うべき機械は高額ですから、森林環境税の一部でも使って補助等はできないかを今後検討していただきたいと思っております。

続きまして、中山間地域における集落の維持対策について質問します。

中山間地域における集落の維持は、森林整備による防災、減災や棚田等の農村景観の維持による地下水涵養機能の保全など、都市部など人口が集中している地域の安全、安心な暮らしを保障するためにも、必要不可欠なものであると考えています。

我が国全体が人口減少社会となっている状況を踏まえ、今後、中山間地域の集落を維持していくためには、婚活や少子化対策による人口増に期待するのみでなく、ワーケーションや民泊、農村体験型旅行の企画など、関係人口の創出にも力を入れていく必要があります。

県としても、人口減少対策、少子化対策など、様々な観点から取組を進めていただいているところと承知しております。

そのような中で、令和2年の国勢調査による人口減少率を見ますと、平成17年から令和2年の15年間において、県全体では5.6%減少しているのに対して、中山間地域等の市町村においては約11.2%と約2倍のスピードで進んでおり、このままの状況が続けば、中山間地域では、集落そのものが衰退していくものと懸念しています。

令和4年度に、農林水産省は、中山間地域における持続可能な地域づくりを目指す対策として、農村資源を活用した小さな拠点の形成を図る農村型地域運営組織、いわゆる農村RMO形成推進事業を創設しました。

この農村RMOとは、リージョン・マネジメント・オーガニゼーションの略で、複数の集落の機能を補完して、農地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織のことを指します。

集落において、総戸数が9戸以下になると、単独では、農用地等の維持管理や農業生産活動が急激に低下するとともに、買物や子育てをはじめとした生活支援などの機能も失われると農林水産省は提言しています。

農村RMOは、単独の集落では活力が乏しく活動できないが、複数の集落が連携し、支え合うことによって、地域の農業と暮らしの維持につながります。また、本事業に取り組むことにより、地域住民が互いに話し合い、集落を今後どのように維持していくのかなど、膝突き詰めて語り合うことは大変貴重なことであり、集落の将来にとってもいい機会となり、県としても進めていく必要があるのではないのでしょうか。

そこで、農村型地域営農組織、農村RMO形成推進事業につきまして、本県におきましては、これまでどのような取組事例があるのか、また、今後どのように事業を推進されるのか、農林水産部長にお尋ねします。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長(千田真寿君) 蒲島県政では、中山間地域対策を重点施策に位置づけ、里モンプロジェクトにより、住民主体の活動の芽吹きを後押ししてきました。

また、全国に先駆けて、中山間農業モデル地区やスーパー中山間地域の創生に取り組み、特産品のブランド化による所得増加や農業・農村体験による交流人口の拡大など、農業を柱とした魅力と活力あふれる農村づくりに努めてまいりました。

一方で、中山間地域は、過疎化、高齢化の進行が著しく、今年度、県で実施した中山間地域等直接支払制度の対象である集落や関係市町村へのアンケート調査では、共同活動の減少や将来的なリーダー不在のおそれがある集落の増加など、改めて集落の維持が困難となりつつあることが明らかになりました。

このため、地域コミュニティの維持など、集落機能を補完する農村RMOの取組は、これからの中

山間地域にとって重要と考えています。

県内では、国の事業採択を受け、今年度から、山鹿市と球磨村の2地域において取組が始まっています。

山鹿市番所地域では、若手住民や移住者等で構成する菊鹿さきもり隊が主体となり、集落や社会福祉協議会等と連携して、休耕田での米作りの再開や棚田を活用した観光プログラムの開発、高齢者の生活支援などによる将来ビジョンの策定が進められています。

また、球磨村一勝地地域では、地元の体験交流施設や商工会等で構成するくまむら地域再生協議会が主体となり、棚田保存会や地域営農組織等と連携して、デジタル技術を活用した鳥獣対策や棚田米のブランド化、買物支援などによる将来ビジョンの策定に取り組んでいます。

このように、農村RMOの形成には、複数の集落がまとまることと、農業に限らず、地域振興や観光、福祉など様々な分野の人材が関わる必要があります。加えて、地域の実情に応じた将来ビジョンを定めていく上でも、地域の実態を把握している市町村の関与が重要となってきます。

このため、まずは、市町村に対し、農村RMOを理解していただくために、事業の目的や制度の内容について研修を行っているところです。

また、取り組む組織に対しては、先進地の事例や活用できる補助事業の情報を提供するとともに、庁内関係課で構成する中山間地域農業支援プロジェクトチームによる伴走型のきめ細やかな支援を行っていきます。

今後とも、農村RMOの取組を核として、農業や観光、福祉等との連携による元気で豊かな中山間地域の創生に取り組んでまいります。

[河津修司君登壇]

○河津修司君 蒲島県政では、様々な中山間地対策を行っていただきました。それでも人口減少に歯止めがかからないところもあります。この農村RMOで、広域的に、総合的に取り組むことで、成果が上がり、中山間地域の人口減少に歯止めがかかることを期待しております。よろしくお願いします。

次の質問に入ります。

阿蘇地域における草原の維持対策についてお聞きします。

阿蘇の世界文化遺産登録に向けまして、これまでも様々なアプローチで県として取り組んでいただいておりますことに、まずもって感謝申し上げます。しかしながら、世界遺産暫定リスト入りへのハードルは険しく、今も厳しい状況の中で関係者の努力が続けられています。

阿蘇の世界文化遺産登録のためには、世界文化遺産としての価値を内外に強く発信することが重要であることは論をまちません。

1,000年以上にわたって豊かな草原を維持してきたことへの価値やこれから1,000年先までも草原が守られていくことの重要性が、世界文化遺産登録に関わる関係者の方々に深く御認識いただけるような取組が今後も必要であると考えます。

阿蘇の広大な草原は、豊かな水資源の涵養にも役立っていると思いますが、昨年12月議会におきまし

て、阿蘇市選出の岩本議員が、白川の水源である阿蘇地域における水田涵養が、熊本地域の地下水保全にも大きな役割を果たしているとの立場で質問をされました。

これに対して、環境生活部長からは、阿蘇地域の地下水、湧水の保全の重要性については十分に御認識をいただいたのですが、阿蘇地域は、白川を介して熊本周辺地域と密接な関連を持つものの、地下水脈において関連性が低いため、県の地下水涵養指針に係る重点地域にはならないとの見解でした。

阿蘇地域における水田湛水による地下水保全効果を、白川の地下水脈とは関係性がないとの学説に基づいて否定されたことは、私としては非常に残念な思いを持ちました。

学説につきましても、阿蘇地域と白川の地下水脈との関係を肯定しているものもあると思いますし、県の地下水涵養指針に係る重点地域または重点地域に準じた地域に阿蘇地域も含めることについて、もう一度御検討をお願いしたいと考えているところです。

さて、阿蘇の草原につきましても事情は同じで、豊かな草原の維持による地下水保全効果は十分にあるものと私は考えています。

令和4年12月議会におきまして、私は、草原維持の取組に関して3つの課題を指摘させていただきました。1点目は、万が一火災が発生した場合の損害賠償に備え、保険の商品開発を国とともに保険会社へ強力で働きかけるなど、牧野組合が安心して野焼きを行うことができる環境を整える必要があること、2点目は、野焼きの延焼による火災を未然に防止するため、草原内に点在する保安林において、国立公園の公園事業として実施する防火帯の設置や樹林帯の伐採等に限って保安林の一部解除の検討が必要であること、3点目は、より効果的な延焼防止策として、恒久防火帯の整備等の支援強化が必要であること、以上3点について取組を尋ねたところです。

その後、すぐに県と環境省で保険会社に働きかけて、野焼き保険とも言うべき制度をつくっていただき、また、保安林も一部解除していただきました。市町村や牧野組合の人たちは大変喜んでおります。ありがとうございました。

草原の維持には、1,000年続いた野焼きの文化を継承していくための人材確保が欠かせません。そのためには、若手の担い手を育成するために、より安全な野焼きの環境を整備しておくことが重要になります。

野焼きの担い手の高齢化、集落の人口減少、ボランティア参加の伸び悩みなど、野焼き文化の継承と存続を危惧する声は、地元でも大きくなってきています。

阿蘇を世界文化遺産として登録し、1,000年の草原を、世界にとってかけがえのない悠久の資産として守り抜いていくための野焼き文化の存続に向けたこれまでの取組と今後の方向性について、企画振興部長にお尋ねします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) 日本一の面積を誇る阿蘇の草原は、放牧や野焼きなど、1,000年以上にわたる人々の営みによって育まれた、水源涵養等の多面的機能を持つ熊本の財産であり、世界文化遺産として未来へ引き継がれるべき人類共通の宝であると認識しております。

人口減少や高齢化の進行に伴う担い手不足や農畜産業の形態の変化などを背景として、将来的な草原面積の減少が懸念される中、県では、公益財団法人阿蘇グリーンストックと連携し、野焼き継続、再開の支援等に取り組んでまいりました。

平成25年度からは、野焼きの担い手である牧野組合にボランティアを派遣し、野焼きの再開支援を行っており、これまでに、16牧野、419ヘクタールで野焼きが再開されました。

平成26年度からは、野焼きの後継者育成に取り組んでおり、40か所の牧野組合で193人の後継者を育成しております。

議員御紹介の野焼きに係る賠償責任保険につきましては、昨年2月、三井住友海上火災保険株式会社により新たな商品が創設され、阿蘇地域で行われる全ての野焼きが保険でカバーされることとなりました。

野焼き作業の省力化につながる保安林解除につきましては、市町村の意向を踏まえつつ、国との調整を行い、昨年12月、南阿蘇村において、国立公園内の公園事業として県内で初となる保安林の解除が実現しました。

恒久防火帯の整備につきましては、国に対して国立公園内での必要な予算の確保などを要望しており、その予算は増加傾向にあります。

また、今年度は、従来の取組に加え、阿蘇グリーンストックによるホームページのリニューアルやLINEアプリを活用したボランティア登録者向けの情報共有の仕組みづくり、野焼き支援ボランティアに対する燃えにくい作業服の貸与などの受入れ体制の整備などを支援し、情報発信強化と安全性向上を通じたボランティア人材のさらなる確保にも取り組んでおります。

今後は、国や市町村、阿蘇グリーンストックと連携し、草原維持のための人材や資金の確保に向けて、水源涵養や地球温暖化防止等の阿蘇が持つ優れた機能や草原で育まれるあか牛の魅力等を効果的、戦略的に情報発信するとともに、引き続き、野焼き継続、再開の支援や後継者育成等に取り組んでまいります。

〔河津修司君登壇〕

○河津修司君 答弁ありがとうございました。

資金の確保に向けて努力していただくということで、昨日の新聞に、地元の高森町や南阿蘇村が支援して、今年の夏から、白川の水量を維持するための補助金を出して水田湛水を実施することが載っておりましたが、そういったことで、草原も同じなんです、水資源の涵養は、草原も、また水田も持っておりますので、草原を維持し、水資源を確保し、景観を守るために、阿蘇の市町村や牧野組合や農家は大変努力をしております。そういった点からも、県からもさらなる支援をしていただければというふうに思っておりますが、草原の維持や水資源の確保のための基金の造成などを考えていただけると幸いです。よろしく検討をお願いします。

最後になりましたが、この後知事に対する質問をさせていただきますが、時間をたっぷり取っておりますので、十分に答えていただければと思っております。

蒲島知事16年間の総括と若者へのメッセージについてお聞きします。

蒲島知事は、さきの12月県議会において、前川収議員の質問に対し、この3月の知事選には出馬されないことを表明されました。

昨年11月に自民党が行った世論調査での知事の支持率は76%で、任期4期目の終盤での支持率としては驚異的な高い数字にもかかわらず、辞められることは残念でなりません。

若いときのJA職員としての勤務や派米農業研修生の経験、さらには、アメリカの大学で畜産学や農業経済学を学ぶなどの経験から、知事は、農業への造詣も深く、環境に優しい農業やスマート農業などに積極的に取り組み、時代の変化に対応した持続可能な稼げる農業の実現を目指してこられました。

知事は、子供のときから、阿蘇山の麓で牧場主になるとの夢を持っておられたということですが、我々としては大変心強いことです。阿蘇地域には特別な思い入れを持って、阿蘇の農業振興に御尽力を賜っておりました。ありがとうございました。

そういったこともあり、私が蒲島知事と初めてお近くで対面したのは、11年前に阿蘇が世界農業遺産に登録される時でした。場所は、今回地震の被害が大きかった石川県七尾市でした。勝負服の白いスーツ姿の蒲島知事が颯爽と登壇し、阿蘇の草原の維持と持続的農業について、英語でとうとうと語られました。そのおかげで新たな世界農業遺産として認定されたわけですが、そのときの知事は、今と同様に、大変輝いておられました。

振り返ってみますと、蒲島知事は、平成20年に、戦後7代目の熊本県知事として就任されましたが、その頃の熊本県は大変な財政難で、自らの給与を100万円カットするなどして財政難を克服されました。

この年の6月には、八代・球磨地方の豪雨災害を皮切りに、2期目以降、各任期の1年目に大規模災害に見舞われてきました。2012年7月、熊本広域大水害、16年4月、熊本地震、そして、20年7月には、令和2年7月豪雨災害が発生しています。その上、新型コロナウイルス感染症拡大による経済停滞まで起きてしまいました。

温暖化による異常気象や地殻変動、環境の著しい変化で相次いで発生する災害に、知事は、被災者に寄り添うことや創造的復興を果たすことを宣言され、自ら被災地へ赴き、被災地を歩き、被災した地域の現状を見て、被災者の声を聞かれました。

特に、平成24年7月に、阿蘇地域を襲い、25名もの死者、行方不明者を出す水害となった熊本広域大水害の際には、時を移さず、防災服の蒲島知事が被災地を視察され、被災された方々を励まされました。

そして、3期目就任後に発生した平成28年熊本地震では、甚大な被害となった南阿蘇村や西原村を視察され、また、被災者への温かいお声かけもされて、復旧、復興に向けた迅速、かつ具体的な指示を出していただきました。

私自身は、町村行政に携わったこともあり、地震や豪雨等の災害で被災した皆様の御心痛や復興への長い道程を思うとき、被災した方々へ寄り添い、復興に向け、被災された方々とともに泣き、共に働く

ことを職務として熟知し、そのように心がけていたつもりでした。

しかしながら、被災された方々に寄り添い、原状回復ではない、被災をばねにして新しい未来を切り開く創造的復興に向けて、知事が自ら先頭に立って、県庁職員を導きながら、県民とともに歩まれたことに深い感銘を覚えますとともに、改めて深く感謝を申し上げます。

また、復興に当たっては、熊本県選出の国会議員とともに、チーム熊本としてその先頭に立ち、国の各省庁のみならず、民間企業にも働きかけ、創造的復興へ尽力されました。

知事の功績を挙げれば枚挙にいとまがありませんが、偉大な知事と県政の場でほんの少しでも御一緒できたことをうれしく思っております。

この16年間の熊本県は、自然災害の連続で、県政のかじ取りをされる蒲島知事には、心休まる日はなかったのではないのでしょうか。改めて、御慰労申し上げます。本当にありがとうございました。

知事は、次期知事選には出馬しないことを既に表明されていますが、この機会に、特に阿蘇地域における蒲島県政16年間の軌跡について、自らはどのように総括されているのかをお尋ねいたします。

また、人生は可能性の芸術であるとの信念に従い、これまで様々な挫折を乗り越えられた御自身の経験も踏まえ、明日の熊本を担う若い世代に対して、伝え残したいメッセージをぜひ御披露願います。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) まず、阿蘇地域における蒲島県政16年間の総括についてお答えします。

私は、少年時代、ふるさと鹿本町の一本松の下で、遠く阿蘇の噴煙を望みながら、将来への夢をはせる日々を送っていました。そして、議員御紹介のとおり、21歳のとき、雄大な阿蘇の草原で牧場主になりたいと思い、農業研修生としてアメリカに渡りました。

その経験から、私は、阿蘇に格別な思いを持っています。そして、蒲島県政の中でも、阿蘇地域では様々な出来事がありました。

議員御紹介のとおり、阿蘇地域は、これまで多くの災害に見舞われてきました。

まず、平成24年7月には、熊本広域大水害が発生いたしました。知事に就任して初めて直面したこの大災害において、私は、発災直後に、復旧、復興の3原則をお示しいたしました。1つ目は、被災された方々の痛みを最小化すること、2つ目は、単に元にあった姿に戻すだけではなく、創造的な復興を目指すこと、3つ目が、復旧、復興を熊本のさらなる発展につなげること、この3原則です。

この3原則の下、私は、水害からの創造的復興に向け、全力を尽くしました。そして、この3原則は、その後も私の変わらぬ災害対応の3原則となっています。

また、被災者の痛みの最小化に向けた木造仮設住宅の建設など、その後の災害でも活用される施策がこのときに生まれました。中九州横断道路の一部である滝室坂道路も、この水害を契機に事業化されました。

そして、チーム熊本として、被災地の創造的復興を目指す体制は、その後の災害でも生かされています。

このように、熊本広域大水害の経験は、その後の本県の災害対応の在り方を形づくる大きな契機にな

りました。

そして、その4年後には、熊本地震が阿蘇地域を襲いました。私は、このときも、さきに述べた復旧、復興の3原則を発災直後に掲げ、地震からの創造的復興に向け、全力を尽くしてまいりました。

国や関係する皆様の多大なる御尽力の下、阿蘇へのアクセスルートは、異例のスピードで回復いたしました。

昨年には、3月に、阿蘇くまもと空港の新旅客ターミナルビルが開業し、7月には、南阿蘇鉄道の全線復旧に加え、地震の経験や記憶を後世に伝える体験・展示型施設K I O K Uもオープンしました。このK I O K Uには、昨年末までに、県内外から3万6,000人もの方々にお越しいただいております。

それから、先ほど紹介しました阿蘇くまもと空港の新ターミナルビルについては、植木J A L会長が私におっしゃったのは、世界中の空港を見たけれども、これほどよくできている空港はほかにありません、それを聞いて、大変誇りに思いました。

さらに、昨年6月には、滝室坂トンネルが貫通するなど、中九州横断道路の整備も着実に進んでいます。

このように、阿蘇地域では、チーム熊本の力もあり、熊本地震からの創造的復興が目に見える形で着実に進んでいます。

また、議員御紹介のとおり、平成25年5月に、阿蘇地域は、世界農業遺産に認定されました。これは、農家の方々にとっても、県民の皆様にとっても誇りとなり、大きな夢を与えてくれました。

いにしえから受け継がれてきた阿蘇の景観と文化は、本県が世界に誇る貴重な宝であり、守るべき人類的な資産であります。

県では、さらに、世界文化遺産登録を目標に掲げ、これまでも、重要な構成資産である阿蘇の草原の維持、再生などを、住民の方々と、そして県民の方々、それから全国からのボランティアの方々と進めてまいりました。

引き続き、国の世界遺産暫定一覧表入りを目指し、地元市町村と一体となって、価値のさらなる整理や資産候補地の法的保護などの取組を続けてまいりたいと思います。

さらに、教育面では、昨年4月、県立高森高校に、公立では全国初となるマンガ学科が創設されました。これは、地元自治体や企業と連携した地域や生徒のニーズに応える学びの導入であり、次世代を担う人材の育成に向けた大きな意義を有する取組であったと考えています。

時間の限りもあり、全てを述べることはできませんが、蒲島県政の中では、阿蘇地域においても、このように様々な取組を進めてまいりました。

このような取組を許してくださった議会の皆様、そして、住民の皆様、県民の皆様、そして、今日は十分に私が答弁できるような時間を取ってくださった同僚の皆様、どうもありがとうございました。

最後に、私の若者へのメッセージについてお答えして終わりたいと思います。

私の原動力は、夢を持ち続けることにあります。私は、鹿本高校でびり、その後、農業研修生としてアメリカに渡り、その後、ネブラスカ大学で学び、そしてハーバード大学で学び、そして東大法学部で

政治学を教え、知事になることができたのも、私は夢を持ち続けたからこそだと思っています。

その経験から、未来ある方々に、3つのメッセージを送りたいと思います。

第1のメッセージは、逆境の中にこそ夢があるということです。

思えば、私は、村一番貧乏なうちに生まれ、そして、小中高と落ちこぼれで、農協の職員となり、しかし、夢を持ってアメリカに農業研修生として進みました。その夢は、阿蘇が与えてくれた牧場主であります。その夢がなかったら、多分農業研修生として渡米することはなかったと思います。

思えば、私の人生には多くの逆境がありましたが、私は、人生の可能性は無限大と思っています。夢を持って努力すれば、不可能と思われることも可能となる、不可能を可能に、それが私は人生であり、不可能を可能に政治であると思っています。そして、この可能性は、今の状況が悪ければ悪いほど、達成した喜びが大きくなるのではないかと思います。

第2は、夢に向かって一歩踏み出すことが大事です。

私は、21歳のときに、アメリカに農業研修生として第一歩を踏み出しました。そして、ネブラスカ大学を卒業する前に、私の指導教官から、農学部で繁殖生理学、豚の精子の保存方法の研究をするために大学に行かないかと言われたときに、私は、ハーバード大学の政治学の博士コースに向かって一歩踏み出しました。

私は、そういう一歩踏み出したことがとても大事です。今の状況が悪くとも、悲観的にならず、それを乗り越えれば、その先にきっとよくなるという楽観性を持つことも重要ではないかと思います。

第3に、夢の実現のためには、周囲の期待値を超える、第一歩を踏み出したときに、120%の努力をすることが大事だと思います。

周囲の期待値を超えること、その努力をしていけば、必ず助けてくれる人がいます。未来ある若い方々が、それぞれの夢を実現し、くまモンのように広い世界で思い切り活躍されることを心から期待しています。

○議長(淵上陽一君) 河津修司君。——残り時間が少なくなりましたので、発言を簡潔にお願いいたします。

〔河津修司君登壇〕

○河津修司君 知事にとりましては、短い時間で恐縮でしたが、すばらしい総括をしていただき、ありがとうございました。

若者に対するメッセージも、しっかりと若者も聞いたと思います。知事の任期の4月15日まで、あとちょうど2か月ですが、お体に十分注意をされて職務に励まれてください。

蒲島知事は、熊本県知事を辞められた後どうされるかは伺っておりませんが、先ほど述べられたように、若者が夢に向かって前向きに進めるよう教え、導いていただきますようお願い申し上げ、終わります。(拍手)